

令和3年3月24日

家畜疾病経営維持資金(国制度資金)への利子補給制度の創設について

高病原性鳥インフルエンザの発生により経営に影響を受けた養鶏農家の経営の再開や継続を支援するため、国の「家畜疾病経営維持資金」に上乗せで利子補給を行い、貸付利率を実質無利子化する制度を創設しましたので、お知らせします。

1 概要

令和3年1月23日に県内の養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが初めて発生したことを受け、経営に影響を受けた養鶏農家が、経営の再開や継続に必要な資金として、国の「家畜疾病経営維持資金」を活用する場合、県・農業協同組合等が協力して貸付利率を実質無利子化することにより、経営を支援します。

2 家畜疾病経営維持資金の内容

	経営再開資金	経営継続資金
貸付対象者	発生農家	移動制限・搬出制限区域内の農家
資金用途	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費	
貸付限度額	個人:2,000万円 法人:8,000万円	家きん 52,000円/100羽
償還期限	7年以内(据置3年以内)	
基準金利	1.6%(令和3年3月24日現在)	

3 利子補給制度の内容 (令和3年3月24日現在の金利を適用した場合)

貸付利率	基準金利	利子補給率			
		合計	国	県	農協等
実質無利子化	1.6%	1.6%	0.8% (基準金利×1/2)	0.4% (基準金利×1/4)	0.4% (基準金利×1/4)

4 融資機関 県内の各農業協同組合の本・支店等